

## 第6回

### 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年4月23日（木）  
午後3時～午後5時10分  
場所 県庁6階 第1特別会議室  
(午後3時 開会)

#### 1. 開会

○委員長 それでは定刻になりましたので、これより第6回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日は前回の委員会で決めましたとおり、職員の方からヒアリングを行うということで、主として本日は公水法4条1項3号の点についてヒアリングを行うという方向で考えております。ということでよろしいですね。一応、待機されていますか。

離れすぎている感じがするけど、何かいい方法はないですかね。

○事務局 もうお呼びしてよろしいですか。

○委員長 いいですよ。

○事務局 対面にしますか。委員方が向こう側に座って、説明者がこちらで。

そのほうがよろしいですか。

~~~~~

(関係職員4人入室)

#### 2. 関係職員からのヒアリング

○委員長 それでは、ヒアリングを行うに際していくつか注意事項を申し上げたいと思いますけれども、まず、もう既にお聞き及びと思いますけれども、このヒアリングの機会に発言をされたことに関して、発言者本人が不利益に扱われることはないということをお約束しておきます。

それから、この委員会では当然その他の県の職員の方についても言及することが出てくるかもしれませんが、その中でそういうようなお名前が出たからといって、その同僚の方が不利益な扱いを受けることもないと、そういうようにこちらのほうではお約束できておりますので、そういう趣旨で、全然忌憚のないお話を聞かせていただきたいと思います。

それから、この問題は当然テレビでもマスコミで取り上げられておりますし、それからひいては国と県とのレベルでも問題となっておりますので、大変デリケートな問題ですから、少なくともこの委員会のいわゆる報告が県に上がるまでは、これは一切秘密にしていただきたいというように思っております。

ですから、少なくとも当委員会のほうから、どなたの意見をお聞きする、いつお聞きする、どういう内容の意見を伺った、そういうような趣旨のことは一切、少なくともこの手続が終わるまでは、報告が出るまでは明らかにされませんので、皆さんたちもそういう趣旨で、一切委員会の場で話したことは外に秘密にさせていただくと、そういうようなことをお願いします。これは、もちろんマスコミ等の問題もありますけれども、同僚、上司との関係でも、その点は十分約束を守っていただきたいと思います。

それから、この件について当然のことながら百条委員会のような偽証罪の処罰をするなど、そういうようなことはございません。

しかし、非常に重要な問題ですので、この問題については真摯にありのままにお話をしただきたいと思っております。大体そういうようなことで、ほかに何か委員のほうからつけ加えることはございますか。よろしいですか。

それでは、きょうは主として公水法4条1項3号の面からということでしたけど、特に範囲は制限するなどそういうことはありませんので、関連することであればどんどん質問していただいてよろしいかと思っております。少し法律絡みの問題になっておりますので、この点については委員のほうから、とりあえず始めていただけますでしょうか。

**○委員** 私のほうからヒアリングを始めさせていただきたいと思っておりますが、本日のヒアリングの事項ですけど、おおまかに分けて2つ、1つは承認の稟議書関係です。それに添付されている資料などについてお聞きして、これを30分前後ぐらいかと思っております。その後に、4条1項3号関係についてヒアリングをしたいと思っております。

私のほうからそれぞれ聞いた上で、また各委員の方からお聞きいただければと思います。

**○委員** よろしいですか。きょう来ていただいている方のお名前だけ。

**○職員** ●●をしています●●と申します。

**○職員** ●●の●●と申します。

**○職員** ●●の●●と申します。

当時の●●で●●をしておりました。審査にあたっての取りまとめを、私のほうで担当しております。

○職員 ●●の●●と申します。当時、●●で埋立の担当をしておりました。

○委員 ついでですので、当時の担当者について確認したいと思いますが、きょう事務局からこちらに配付されておりますが、タイトルが普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書の審査体制という文書をいただいておりますが、まず1枚目が土木建築部の海岸防災課の職員の担当の記載ですね。2枚目が農林水産部の漁港漁場課の担当の方のお名前です。これは事前にご覧になっていませんか。特に●●さん。

○職員 事前というと。こういうを出したという話はありません。

○委員 内容的にざっと見て、当時の担当者の担当と名前は大体一致していますか。

○職員 合っていると思います。ただ農林水産部のものについては、おおむねこういう感じだったと思います。

○委員 すいません。ついでですのでこれをお聞きしますが、この書類だと①の平成24年のころには、●●さんが審査等の総括ですか。それから土木や事務や化学や土木などがありますね。それから平成25年度には、同じく●●さんが審査等の総括をされ、あと土木が●●さんとおっしゃるのですか。

○職員 ●●と申します。

○委員 ●●さんが構造や安全性等で、●●さんが事務手続等、それから●●さんが環境関係ですね。●●さんが構造・安全性関係ですね。

それから、25年度10月1日以降は、同じく●●さんが審査等の総括、それから環境関係は●●さんが新たに入ったという形ですかね。この●●さんと●●さんが環境関係をされているという形になっていきますね。

○職員 はい。

○委員 わかりました。

それではきょうはまず、先ほど申し上げたように稟議書関係、これはお手元にありますか。承認書案を決裁に上げるときの稟議書関係。その稟議書をご覧いただきたいと思うのですが、書類の左上のほうから見てみますと、起案日が平成25年12月26日、それから処理期限が12月27日になって、担当課が海岸防災課と、起案者が●●さんというようになっていますけど、これはそれでよろしいわけですね。

○職員 はい。

○委員 きょうは主に形式的なところをお聞きしたいと思いますが、まずこの起案文書は●●さんがお書きになっていると思うのですが、添付の資料がありますね。添付の

資料というのは、稟議書の真ん中から下のほうの説明を見ますと、2行目に「公有水面埋立承認申請について、審査結果は別添のとおりですので承認してよいでしょうか」と、「また決裁後は別案のとおり送付してよいでしょうか」ということでありますが、「審査結果は別添のとおりですので承認してよいでしょうか」ということで別添がついていますね。これですね。これは今回の審査の結果をこれで取りまとめたものというように考えてよろしいわけですか。

○職員 その前に1点申し上げたい。

○委員 どうぞ。

○職員 ヒアリングの前に、本題に進む前にちょっと申し上げたい点がございます。

埋立承認に関する審査、これは25年12月27日ということで、現在平成27年4月23日ということで、約1年4カ月経ているということもございまして、詳細に記憶していない点もあるということもありますので、今回ヒアリングの項目ということで別紙2をいただきまして、一応当時の資料に目を通すということと、それと先ほど当時の担当者、氏名等ご確認いただいたところの、そういう担当者へ質問した上で一応その回答を用意してあります。

しかしながら、それでもご質問に対して明確にお答えできない場合もあるのではないかと。そのため、明確に記憶している事項、あるいは記憶しているけれども明確でない事項、それから記憶していないまたは不明な事項ということについて回答する際に、特に記憶はしているけれども明確でないというような部分については、事前に申し上げた上でお答えしたいと思っております。

それから、きょうのヒアリングに私がお答えした件について、私の事実誤認がもしあった場合は、確か第2回の委員会でも私の事実誤認がありましたので、後日、訂正の報告をさせていただきましたけれども、今回、今後もしそういう状況がありましたら、またその後訂正の報告をさせていただきたいということで考えております。以上の点、申し上げた上でお答えいたします。

○委員 ●●さんね、そういう事情はよくわかりますのでね、月日がたっているなど。自分たちの記憶のとおりに答えていただければ結構ですから。

きょうはそんなに、我々も内部のことについてあまりよく知らないもので、この関係は形式的なところをまず聞いておこうということが主な趣旨ですので、先ほども話したように、稟議書の別添になっている内容審査という書類ですが、これは「適」などそういう結論が書かれている表なのですね。これは先ほどお聞きしたように、担当課の審査の結果をこれ

に取りまとめたものと考えていいのでしょうか。

**○職員** これは県が定めた内容審査の基準です。配付資料一覧の25番です。公有水面埋立法第2条による公有水面埋立免許の審査基準ということで、平成6年10月3日に決裁をとったものですけれども、これは行政手続法が確かこの年だと思いますけれども、平成6年に施行されまして、許認可に関しては標準処理期間と処理基準を定めなさいということになっておりまして、そのときに定めた内容審査の項目です。

**○委員** これを見ると、昭和49年6月14日の通達に内容的にはそれに依拠しているということですか。

**○職員** この部分は行政手続法の施行に伴って、公有水面埋立法の埋立の審査は法定受託事務になっておりまして、本来国が処理すべき事項を法律上都道府県知事に委託していると、その場合県知事はその処理をする際に、国からの処理基準に基づいて審査するということになっておりますので、この49年の通達は確か処理基準であったというふうに覚えております。

**○委員** そういう県の基準に照らし合わせて審査をした結果、この内容審査で書いている「適」など、そういう結論を得たと、そういう考え方でいいのですかね。

**○職員** はい。

**○委員** 先ほど担当の方のお名前はお聞きしましたが、それぞれその審査のやり方というのは、先ほどの担当の一覧表のように対象部門ごとに分かれてやっているようですが、審査の総括は●●さんがされて、あと環境関係は●●さんや●●さんがされているという感じだと思うのですが、環境関係はもうこの●●さん、それから●●さんのお二人がほとんどやっているという考えでよろしいですか。

**○職員** 委員がおっしゃっている環境関係というものがどの範囲を示しているのか、ちょっと今私、十分に把握できてないところがありますけれども、基本的にはこの中に土木系の技師が主任技師と主任2人おりましたのは、いわゆる法第4条第1項第2号のその埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなるということで、災害防止につきというところがありますので、土木工学的な知見からの審査が必要というようなことで、兼任ということですが、お願いしてこの配置をしていただいたという経緯があります。

基本的に土木工学的なところは土木の技術者をお願いしておりますけれども、内容審査の項目ごとに主担当と従担当という形で大まかなものはつくった記憶がありますけれども、

手元にそれはありませんので、今どの部分が誰が主担当だったかということについては、お示しできない状況です。

○委員 結構です。●●さんはそれを総括するという立場だったということですかね。

○職員 総括といいましても、私のほうも当然審査はやりまし、一緒になって審査はしております。

○委員 この委員会で今後ヒアリングをする方はどの方がいいのかというように考えた場合、例えば2号の問題などの場合、●●さんや●●さんなどが主に担当されたということになるのでしょうか。それとも●●さんのほうがよく把握しているということになるのですか。

○職員 私は化学の専攻ですので、基本的に環境関係については一緒になってやっておりますので、担当と同レベルぐらひは私は把握しているという形です。

それから、構造関係の詳細な部分については担当のほうにお願いしておりますけれども、その仕組みや、あるいは考え方については全部報告を受けていますので、基本的には私のほうで把握しているというようにご理解いただいで結構だと思います。

○委員 それから引き続きのお話ですけど、課長や統括監あるいは部長がいらっしゃるんですけど、これは抽象的な聞き方で答えにくいかもしれませんが、審査の実際の現場で●●の●●さんが総括でやってらっしゃると思うんですけど、課長、統括監、部長などというのは、皆さんが報告に行つて、それで何か協議をするという形になるのですかね。

○職員 今の添付されている資料の後ろのほうに、手続の経緯が入っていたと思ひますけれども。

○委員 一覧表ですか。これでしょうか。

○職員 はい。この中にありますように、平成25年3月22日の提出から。

○委員 ごめんなさいね。ほかの委員の委員方にどれかということで、大きなファイルの経緯の一覧表です。

○職員 起案文の中にも手続の経緯は付けてありましたけど。

○委員 起案文の中にですね。

○職員 はい。

○委員 確かありましたね。

○職員 資料の29番で。

○委員 ありますね。事業概要の裏のページにあるようですね。1枚紙の。名護市長

意見の前のあたりに綴られているようですね。

**○職員** お手元にありますでしょうか。起案文、委員のおっしゃっている稟議書にもつけておりますけれども、平成25年の名護市長意見の前のページになります。

これにありますように、3月22日の提出以降、ここにありますように記者発表もその都度都度やりましたし、それから公有水面埋立法に基づく手続等も全てやっております、これは全ての手続あるいは記者発表について、当時の土木建築部長に当然事前に報告して、その内容について確認いただいた上でやっているということですので、基本的には審査の途中段階あるいは手続の途中段階で、部長まで報告するというのはかなり頻繁にやっております。

**○委員** わかりました。先に行きますけれども、戻っていただいて稟議書についている資料を説明していただきたいなと思います。

これも形式的なところですが、先ほど説明してもらった内容審査という別添の文書ですね。それからそれぞれがありまして、それはそれぞれ審査基準ごとにやって結論を出しているということですが、その後に内容審査の別紙という項目がありますね。これも同じようなものですか。

**○職員** 同じものです。

**○委員** 内容的にはね。

**○職員** 同じものです。

**○委員** その次に別添資料というものがありますね。これは先日事務局からの説明によると、埋立願書のほうからピックアップして、そこでまとめたものだというような説明があったのですが、そのあたり少し説明していただけますか。

**○職員** まず稟議書ですけれども、基本的に行政機関ですので何らか決裁をする際には、文書主義ということで文書で決裁を受けるという制度になっております。

それから、どういう形で稟議書をつくるかということですが、これについても公文例規程という県の定めた規程がありまして、そういう規程に基づいて作成することになっております。

1/6ページの内容審査の表ですけれども、これは私の記憶では通常埋立の申請があった場合、審査表として付けるのはこの部分だけです。確か私の記憶では。それまでの事例では一般的に内容審査の場合、適否の「適」あるいは「不適」という結果だけを起案の文につけていた。私は何件かしか見ておりませんが、それ以外の事例はございませんで

した。今回は適否についての考え方を示すべきだということで、この内容審査を審査結果という形でコメントを入れたものが別添の別紙の部分になっております。1から15ページまでです。

ですから、基本的には内容審査の部分と別紙の部分は、記載されている項目は一緒ということになります。

別紙の内容審査の1ページ等も含めてですけどご覧いただくと、6ページ以降が4条第1項第2号の部分ですけども、こういった部分について審査基準がありまして、それに対して審査結果を書くのですけれども、例えば6ページの2-(1)の審査事項で、環境保全に十分配慮した対策がとられているかというところの対策の部分審査結果の欄に書くというものが、スペース的に入らないということがありまして、それを取りまとめたのがこの別添資料の1ページからの部分になります。

したがって単純にスペース的な関係で、具体的な工法、保全措置等については別添資料としたということになります。

**○委員** この別添資料の元資料については、埋立願書の第7章の環境保全に関する図書からピックアップというか、それを引用しているという形で作成しているということですかね。

**○職員** 引用と言いますか、例えば別添資料の1ページをご覧くださいますと、第4条第1項第1号に係る審査基準と。これは埋立地の用途から考えられる云々ですので、環境保全措置等の部分で、用途に係る大気、水質、こういった部分についての環境保全措置、工法が書かれている部分を7章からピックアップしたということです。

**○委員** これは7章の言葉は特段変えないで、ここに記載しているということではないのですか。

**○職員** 確か7章は対応しますという表現でしたけれども、語尾だけは確か変えていたのではないかと記憶しています。ちょっと今、確認してみればわかります。

基本的には記載事項をそのまま転記したと言いますか。

**○委員** 転記したということですね。

**○職員** 「する」といっているのを「します」というように語尾だけ少し変えています。

**○委員** それについて、私どもが事務局からいただいた資料によれば、これはタイトルは承認起案文書別添資料の出典というのですが、これは事務局提出用に海岸防災課の



ほうでつくられたのですか。

○事務局　こちら、事務局のほうがつくっております。

○委員　これでは7章のどの部分から引用、転記したかというのを書いているのですけど、これは事前にご覧になっていますか。

○事務局　すみません、これは向こうには見せてないです。

○委員　まだ見てないのですね。後でご覧いただいて、間違いがなければ多分こういうことなのだろうと思います。つまりどの部分から引用したかというのは、事務局で取りまとめてもらっているのです、ご覧いただいて間違いがあればこちらのほうにご連絡を。

○職員　わかりました。

○委員　そうすると中身的には、基本的には、ですます調かどうかという問題はあるにしても、そのまま転記していると、つまりこちらで文章の表現などを変えたりしてやっているというわけではないということですね。

○職員　はい、ございません。

○委員　私のほうはおおむねこの部分はこれなので、委員の方もしあれば。

○委員　●●のほうからお伺いします。

今ご説明ありました別添資料までは、内容審査というものがあってその判断を示すために内容審査別紙があって、内容が書き切れないので基本の部分については別添資料がついていることはわかったのですが、その後についている資料について、事業概要と経緯、名護市長意見や環境生活部長意見等は私どももわかるのですが、最後のほうについているA3版のエクセルファイルでつくられたと思われる質問と回答ですね。これは位置づけとしてはどういう位置づけであったのでしょうか。

○職員　起案の際にどういう文書をつけるかというのは明確には決まっておられません。一般的に私のあれでは、そのときの起案の際に必要なと思われる文書を添付するということが一般的に行われております。当然、稟議書ですので、例えば今の29番でいいますと、承認書の案ですね、そういうのは最低限必要かと思いますが、あと内容審査の部分ですね。それ以降の部分については、添付する書類についてどういう形で上司のほうに報告したか、あるいは相談したか、はっきりと覚えておりませんが、基本的に私のほうでこういう書類が必要だろうと判断しまして、特に質疑応答については4次にわたってやりましたので、それをやったときの資料をつければ膨大になるものですから、この部分についてはこの一覧表にして添付したと。

私が覚えているのは、ここには入っていませんけど、確かこのときには、これはコピーされていませんけど、これに申請書の4分冊中の1という申請書そのものも確か一緒につけて稟議書を回したというような記憶があります。

**○委員** それは今までの防衛施設局等とのやりとりを、稟議の資料として残すという趣旨でやられているということでもいいのですか。これが「適」などの判断にどのように、根拠資料という位置づけなのか、それとも単に経緯として残しているのか。

**○職員** 承認するときの根拠という部分については、審査表に審査基準と我々の考え方が書かれていますので、これは根拠として用いたというよりは審査の経緯を報告する、あるいは起案に際して示すという形で添付したという、どちらかといえばそういう性格だったと思います。

**○委員** 別添資料に書かれた、先ほど語尾を直されたということで、あとは基本的に抜き書きになっているのですが、これはやっぱり海岸防災課としては、ここに書かれていることを防衛施設局はやるだろうという前提で、こういう対策があるから、これは根拠というか判断過程ということによろしいですか。

**○職員** 一般的に申請主義ですので、こういう申請書に書かれている事項は、基本的にどういいますか、当然やっていただくものだというふうに我々としては考えておりました。

**○委員** あと海岸防災課内部で、ミーティング等は多分頻繁に開かれていたと思うのですが、それは議論のペーパーやメモなど、そういうのは残っているのですか。

**○職員** ミーティングという形で、全員で議論するというような場を改めてとることは私の記憶ではなかったのではないかと考えておりますけれども、基本的に我々審査をするスタッフは11階の第1入札室という部屋を割り当てていただいておりますので、その部屋でスタッフが一緒に仕事をしておりましたので、例えば何か疑問点があれば、その都度疑問がある人が私あるいは同僚にこういう点についてはどうかというような形でいろいろ話し合っ、みんなで疑問点を解消していくというような。

**○委員** 基本的には口頭ベースということなのですか。

**○職員** 議事録という形では残していません。

**○委員** いいですか。少し。

**○委員** はい。

**○委員** ちょっと戻りますが、先ほどご覧いただいた概要の後ろについている経過表をご覧いただきたいと思いますが、ここで経過表があつて、これも確認というか形式的な

ところを聞くのですが、後ろのほうから見てみますと下から3番目ですね、平成25年12月23日、知事に審査状況を説明、東京でということだと思います。その上は12月22日、高良副知事に審査状況を説明とありますね。きょうはその中身というよりも、どなたがこれを説明したのかというのを確認したいのですね。

○職員 23日の知事は部長が行っておりまして、高良副知事の説明のときには、部長以下統括監や、課長がいましたかね、私はいましたけど、説明に入りました。

○委員 22日のときには、統括監以下担当の部の方も交えて説明したということですか。

○職員 はい。

○委員 それから11月12日に知事に審査状況を説明とありますよね。このときはどんな陣容で説明されたのですか。

○職員 このときも部長以下担当まで行ったと思います。

○委員 では皆さんも入って説明されたということですかね。

○職員 はい。

○委員 そうすると、皆さんが直接知事に説明する機会というのはこの11月12日と12月22日と、この2回ということですか。

○委員 今の（12月22日）は知事でなくて副知事です。

○委員 副知事だ、ごめんなさい。知事には11月12日に説明して、その後12月22日に担当部も含めて高良副知事に説明してということですね。

○職員 はい。

○委員 いいですか。

○委員 はい、いいですよ。

○委員 抽象的なことを聞くのですが、この審査というのは例えば1号からやって、1号が済んだら2号や、3号という形でやったのか、それとも同時並行的にやったのでしょうか。

○職員 審査基準はここにありますように、数多くの項目がありますので、1号が済んだから2号というような形では取り組んでおりません。

○委員 ほかの委員の方、質問があれば。

○委員 今、両委員が形式的なことを聞かれたと思いますので、きょうは第4条第1項第3号関係についてお伺いするということですので、内容審査の別紙の8ページをご覧

いただきますと、(3)で、その他国または地方公共団体の法律に基づく計画に違反していないかということについて、審査結果は、国、県及び名護市の法律に基づく計画の達成を妨げるとまでは言えず違反していないと。

この審査結果でございますけれども、国、県及び名護市の法律に基づく計画があるというご理解だったのでしょうか。

**○職員** これについては、名護市長の意見でも確か6つか7つ程度だったと覚えてますけれども、そういった計画があつて、それに違反しているというふうな指摘がございましたので、例えば第4次名護市の総合計画や、名護市都市計画マスタープラン、それから名護市の観光振興基本計画などそういったものについては全てチェックの対象として審査しました。

**○委員** それは該当する計画であると。この文言なのです。達成を妨げるとまでは言えずということであつて。

**○職員** 審査の方法としまして2段階ありまして、法律に基づく計画であるかどうかという点がまず1点。それから仮にそうであったとして、その計画の達成を妨げるか否かというような点の、この両方で審査したというふうに覚えています。

**○委員** わかりました。2段階でやられたということですがけれども、名護市長のほうから、昨年2月12日付で県のほうに照会があったと思うのですけれども、それは生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略あるいは生物多様性おきなわ戦略、これが法に基づく計画ではないかという問い合わせがあったと思うんですね。それに対する県知事名での回答が去年の7月15日に出ていると思いますけど、生物多様性基本法というのは土地利用の制限までは言っていないと、環境保全に関する規制基準を定めていないということで、3号でいうところの計画には該当しないと回答されてますよね。

**○職員** はい。

**○委員** これは今の2段階の1段階目の判断で、それは該当しないと、そういうふう判断されたということですか。

**○職員** 名護市への回答につきましては、ちょっと舌足らずなところがありまして、それに先立ちまして、昨年4月9日付で辺野古埋立承認に対する執行停止申立という訴訟の提起がありまして、その際に執行申立人に対する意見書として4月9日に提出しておりますけれども、その内容について読み上げる形でご説明したいと思います。

生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略及び生物多様性おきなわ戦略についての

考え方ですけれども、ちょっと長くなりますけど、「国の定めた『生物多様性国家戦略2012-2020』及び沖縄県の定めた『生物多様性おきなわ戦略』は、いずれも生物多様性基本法に基づくものであるが、同法の目的である『生物多様性の保全及び持続可能な利用』等を達成するために国または沖縄県の施策の方向性や行動計画等を定めたものであり、土地利用の制限、環境保全に関する土地利用基準等を定めたものではないことから、法第4条第1項第3号の『土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体ノ法律ニ基ク計画』には該当しないというべきである。

仮に、これらの戦略が法第4条第1項第3号の『土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体ノ法律ニ基ク計画』に該当するとしても、本件埋立地の用途はこれらの戦略に反するものではない。すなわち、『生物多様性国家戦略2012-2020』は、『本国家戦略は愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとしての役割を担うとともに、…『自然と共生する世界』の実現に向けた方向性を示す役割がある」とされ、『生物多様性おきなわ戦略』は、本件埋立事業が実施される北部圏域の将来像として『森と緑のつながりを大切にし、人々の生活と自然の営みが調和している地域』を掲げているが、本件埋立地はキャンプ・シュワブ水域内に位置し、立入禁止及び網漁業が禁止されるなどの制限が既に行われている地域であること、本件埋立地の供用に伴う大気及び水質の予測結果は環境基準を満たしており、生物等への影響も軽微であると認められること、騒音についても住宅地域において環境基準値を満たしていることからすれば、本件埋立がこれらの計画の達成を妨げるものとはできない」と。

こういうふうに、仮に該当している場合であっても、達成を妨げるというまではいうことができないのではないかとこのように考えたところです。

○委員 その資料をぜひご提供いただきたいと思いますけど。

○職員 訴訟関係のものは行っているのではないかと。

○事務局 お送りはしてあります。

○委員 訴訟関係の資料だということを読ませていただきますけれども、今、●●さんのお話があった部分で、生物多様性基本法は土地利用の制限あるいは環境保全に関する規制基準等を定めたものではないということ、名護市長に対する7月15日付の回答と重なる部分があったと思うのですけれども、この土地利用の制限や環境保全に関する規制基準等を定めたものではない。だから再度説明があったように思いますけれども、だから3号にいうところの法に基づく計画ではないという、今の土地利用の制限の部分、それから

環境保全に関する規制基準、これは根拠、例えば先ほどお話がありました県のほうの平成6年10月3日に設定した審査基準、この中にはこういうのはもちろんないですよ。

○職員 はい。

○委員 これはどこに根拠があるのでしょうか。

○職員 公有水面埋立実務ハンドブックに、1号についての解説がございます。43ページかと思います。

○委員 この土地利用の制限という形での記述がハンドブックにあるわけでしょうか。

○職員 制限という形では出ておりません。

○委員 はい。つまり。

○職員 ここでこの説明は舌足らずだったかもしれませんが、具体的な例えば都市計画であれば用途地域等が指定されております。したがって、その用途地域にそぐわないような埋立については問題があるというふうに判断することが可能な部分もありますけれども、先ほどの生物多様性国家戦略あるいは生物多様性おきなわ戦略は、生物多様性の保全及び持続的な利用を達成するために、国の施策の方向性や行動計画いわゆる基本的な部分を定めたものであると。

したがって、個別事業の可否について判断するための基準として用いることができるような、各地域における具体的な土地利用のあり方やその制限あるいは環境保全に関する規制基準等を定めたものではないという、そういう判断を我々としてはしたということです。

○委員 これはアセスとも絡むのですけれども、例えばオスプレイが辺野古に基地ができれば飛びますよね。そのオスプレイというのは、あの楕円形の飛行ルートのような形で飛ぶだけではなくて、やんばるの森の上を飛ぶわけですよ。

○職員 はい。

○委員 そういうことを考えると、辺野古の、大浦湾のあの海だけを限って、そこで水質が基準の中であるなどということを議論していると、今のような生物多様性基本法に基づく計画には違背しないというような形になってしまいますけれども、オスプレイをあそこから飛ばすということ自体が、どういうことをこの生物多様性が豊かな沖縄の宝であるやんばるの森に及ぼすのかというそういう視点から考えた場合に、また別の答えになってくるのではないかと思うのですけれども、今のお話ですと、あそこに基地をつくって例えばオスプレイを飛ばすことが、やんばるの生物多様性にどういう影響があるのかと、そういう視点はあまり議論されなかったのでしょうか。

○職員 例えば、空港をつくる際の環境アセスメントについて、どういうことについて調査、予測、評価すべきかについては、これは私の専門ではございませんけれども、環境影響評価法あるいは環境影響評価条例の技術指針で定まっております。

したがって、普天間飛行場の代替施設あるいは那覇空港の滑走路増設事業もそうですけれども、そういう技術指針に基づいて調査、予測、評価が行われているというふうに考えております。そういう技術指針に基づいて作成されておりますので、それを前提に審査を行うというように考えております。

○委員 ということは、軍事空港であっても、普通の民間の空港と同じような形の審査基準で臨まれたと、こういうことでしょうか。

つまり、そこで飛ぶ飛行機の飛び方というのはかなり違うように思うわけですが、そういう形で民間の飛行場の場合の審査基準を基本的には使われたと。

○職員 私の知り得る限りでは、防衛省がつくるものについては、防衛省の何でしたか…、なにかあるかもしれませんが、基本的に委員がおっしゃられているような軍用機の飛行場と那覇空港のような民間の飛行場が、別の技術指針があるというようには私としては理解しておりません。

○委員 よろしいですか。

○委員 はい。

○職員 失礼しました。主務省令は防衛省のものと国土交通省のものがありますので、それぞれに従ってやっているということです。

○委員 すみません、私から。●●ですけど、同じ3号について聞きたいと思うのですけれども、まずこれは形式的なところですけど、先ほど担当者についてご説明いただいたのですが、3号についてはどなたが担当するというのはあったのですか。

○職員 きょうここに出席しています●●君と●●、それから●●、●●さん、一応この4人で見てもらったというように記憶しています。

○委員 4人でというと、この方々はそれぞれ例えば構造・安全、環境などを担当されていきますけど、専任の担当という方はいなかったという形よろしいですか。

○職員 専任と申しますと。

○委員 3号を主に担当する方というのは。

○職員 確か辺野古については、●●と●●君、それから那覇空港については●●さんと●●さんを中心にやってもらったと思っておりますけれども、基本的には同時進行し

ておりましたので、例えば都市計画の部分については、●●と●●さんが協力してやるといったような形でやっていたというように覚えています。

○委員 例えば、先ほどご覧いただいた事務分担の割り振りの名前と担当があるものですが、ここには3号関係というのは特に明記はされてないようですけど、ほかの例えば環境の方が兼任的な感じで3号もやると、そんな感じなのですか。つまり、この表を見ると、例えば●●さん、●●さんは環境担当という形で役割分担が比較的是っきり決まっているようなのですけど。

○職員 環境というのは、採用された時の職種です

○委員 ああそうですか。これは特に担当というわけではないのですか。

○職員 それを採用された時の職種で明確に分けたということではございません。

○委員 担当と書いてあるものですから担当ではないかと思ったのですが、単に職種ですか。それとも担当ですか。それはちょっとやっぱり違うのですよね。採用の職種と担当というのは概念が違うのだけど、これは担当と考えてよいのですか。

○職員 3号のこの計画について、この人がというような分け方は確かしていなかったと思います。3号全般について、●●と●●君に見てもらおうというような分け方だったと思いますけど。

○委員 具体的には、その3号については、どんな感じで審査を進めて行ったのかというのわかりますか。

○職員 どんな感じでと申しますと。

○委員 つまり、例えばこれだと、法律に基づく計画に違背せざるということになっていきますね。だからその法律に基づく計画というものとしてどういうものをピックアップして、これが検討対象になって、それをについてどういう判断をして、それからその文献的にはどういうのに当たってみたいの、そういうものはありますか。

○職員 ここは私の現段階での記憶ですけれども、例えば。

○委員 例えば、まずはどういう計画というか、どういうものを検討対象にしたかというものがわかれば、それを1つまず教えてもらいたいなど。

○職員 基本的に辺野古の埋立に関しては、名護市さんから提示されたものは全て見ました。それから第4次沖縄県国土利用計画、これも見ております。それから先ほどの都市計画法です。そういったものは全て審査の対象としてチェックはしました。

○委員 この名護市からの提案であった、この名護市の景観まちづくり計画というこ



とですか。

○職員 名護市の景観計画ですか。

○委員 はい。

○職員 そういったものも名護市さんから資料も確かいただいておりますので、ないものはネット等で資料を入手して、その計画の作成の背景、それからその計画がどういう計画であって、キャンプ・シュワブ周辺がどういう位置づけになっているかというのは全て見ました。

○委員 県の計画、名護市の計画があると思うんですけど、県の計画で検討対象にしたというのは、どういうものかというのはわかりますか。先ほど話が出た生物多様性の関係、国家戦略やおきなわ戦略など、これも一応検討対象にされたのですか。

○職員 審査の対象としました。例えば、自然環境の保全にかかる指針に適合していないのではないかという話もありましたのでそれも見ましたし、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画、それから第4次沖縄県国土利用計画、こういったものについてはチェックの対象としております。

○委員 その結果、先ほど2段階に分けて考えるというような説明があったかと思うんですけど、その中で、まずその計画に当たるかという問題として、先ほどのやりとりの中では、訴訟の準備書面ですか、それや名護市に対する回答ですか、それにあるのは、土地利用の制限とか環境保全に関する規制基準を定めたものかどうかということが基準だというような見解でしょうか。

○職員 土地利用の制限を定めたということがちょっと誤解を生んでいるかもしれませんが、基本的に事業の可否について判断するために用いることができるような、各地域における具体的な土地利用のあり方や、あるいは規制、そういったものがあるのかどうかという観点で見ました。

○委員 もうちょっとイメージが、もうちょっと説明してもらえますか、今の各地の計画について。

○職員 例えばですけれども、名護市の景観計画は、これは景観法に基づいて名護市が策定しております。ですから法に基づく計画であることは我々も認識しておりました。

ところがと言いますか、その計画の中でキャンプ・シュワブについては、この地域については、景観計画上どういう計画であるかというようなところを見てみると、キャンプ・シュワブについては軍用地という位置づけになっておりまして、景観に係る計画等が示さ

れておりませんでした。

したがって、計画そのものが具体的な目標であるなどそういうものが示されておりませんので、こういうことから、この事業の実施が同計画の達成を妨げるということまではいえないのではないかとこのように考えたというところなのです。

都市計画についても同じように、都市計画区域でありますけれども、用途が指定されていない地域といったようなところがございますので、我々としては、その都市計画の達成を妨げるとまではいえないのではないかと、そういうような判断をしたというように、そういうように覚えています。

**○委員** その計画が具体性があるかどうかという感じですか。その考え方としては。

**○職員** (返事なし)

**○委員** ちょっとわかりにくいのは、先ほど2段階に分けて考えることはある程度理解できるのですね。2段階に分けるとなると、この計画に当たるかという部分と、それから違背するかという部分がありますよね。だから、今のお話は、趣旨を害さないで違背することにならないというような説明のされ方だと思うのですね。

**○職員** はい。

**○委員** そうすると、結果的にその趣旨を害さないから違背しないという前に、2段階の最初の段階の、これが法4条1項3号に言う法律に基づく計画かということを普通は判断するのではないかと思うのです。

それを踏まえて、計画に当たる、だからこれに反してはだめだ、でも当たるけど違背してないなどということになると思うのですが、今の説明だとその部分が、つまり法律に基づく計画というものの基準というのですか、それがちょっとはつきり出てこないというところなのです。

**○職員** つくられた計画の趣旨にもよると思います。この実務ハンドブック43ページにあるのですが、これの下から2行目、「環境基本法に基づき平成6年12月に閣議決定された環境基本計画では、第3号第2節1(イ)で、『海域においては自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう必要に応じ人工干潟、海浜等を適切に整備する』とあるだけで、具体性、即地性がなく、免許権者としても判断基準として扱うには迷うだろう」と、こういうように書いてあります。

先ほどの生物多様性国家戦略、あるいは生物多様性おきなわ戦略というものは、法律に基づいて計画されたという意味では、我々としてはそこは求めたものであろうと。

ただし、この解説にもありますように、具体性、即地性が我々としてはいいのではないかと。したがって、これをもとに判断することができないというような判断をしたわけでは

**○委員** それで、具体性、即地性という言葉が出たのですが、先ほど委員の質問に対して、準備書面での主張内容や、あと名護市に対する回答など、一応基準として、例えば名護市のものと同法、土地利用の制限、環境保全に関する規制基準を定めたものでないから、この3号のものの計画に該当しないという説明をされているのだけでも、それは正確ではないということですか。

**○職員** 少し誤解を与えるかもしれません。それは。

**○委員** そういうはっきりした基準を立てて、いわゆる仕訳をするというわけではないわけですね。

**○職員** はっきりした基準と申しますと。

**○委員** つまり、こういう土地利用の制限や、環境保全規制基準を定めたものでないとだめですというような言い方を名護市への回答などではされていますね。

**○職員** はい。

**○委員** そういうはっきりした、例えば規制基準や、あるいは土地利用の制限など。

**○職員** ここで、確かにこの文書だけを読むと誤解を生じかねるかもしれませんが、ここで言うておりますのは、法律に基づく計画ではないという意味ではなくて、法律に基づく計画であるのだけでも、それは土地利用の制限、あるいは環境保全に関する規制基準、要するになんらかメルクマールとなるような、我々が法第4条第1項第3号の土地利用または環境保全に関する国または地方公共団体の法律に基づく計画として位置づけるには、先ほどもありましたけども即地性、そういったものがないというように我々としては当時考えていたと、そういうように思っています。

**○委員** 先ほどから出ているいくつかの計画は、法律に基づく計画であるというのは間違いないのがいくつかありますね。例えばこの名護市まちづくり計画もそうですし、一応法律を根拠にして作成した計画、例えば生物多様性の関係もそうですかね。これら一応、法律に基づく計画自体には当たるといいます。

**○職員** 認識は当然あります。

**○委員** それでは、いいわけですね。ただ違背するかどうかというところで、違背しないという判断をされたら、そういう形ですか。

○職員 はい、そうですね。

○委員 「適」ということは、そういうことですか。

○職員 はい。

○委員 違背するかどうかの判断基準が必要になりますよね。

○職員 はい。

○委員 先ほど、ここがちょっとはっきりまだ飲みこめないところなのですが、ここはどのような基準というか、どういう考えで、違背するかどうかということを審査の担当の方は行っていたのですか。

○職員 例えばですけどハンドブックの41ページ、ここに1号の基準がありますけど、これの3行目「良好な住宅地の前面の工業用地造成目的の埋立等である」と、こういうようなものについては合理性がないというように認めるといようなことがございますので、当然都市計画等で、例えば住宅地として位置づけられている海浜の前面に工業用地としての埋立をするといったような場合があれば、これは例えば計画に違背する可能性があるのではないかというふうに当時考えておりました。

ここは1号の基準ですけども、名護市については、都市計画区域の用途が指定されていないというようなこともございます。

それから、計画には環境の部分の計画もありますので、それにつきましては、例えば沖縄県には公害防止計画はございませんし、水質汚濁防止法の排水基準あるいは騒音規制法の規制基準、大気汚染防止法の排出基準、自然環境保全法の地域地区指定、自然公園法の地域地区指定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の都道府県産業廃棄物処理計画等で、そういうものがございますけども、これについてそういう規制基準等を超過するといったような用途にはなっていないというように我々としては判断したところです。

○委員 違背するかどうかの判断基準が見えにくいという気がするのですが、繰り返しですみませんが、名護市長に説明した土地利用の制限や、環境保全に関する規制基準を定めたものかどうかによって違背するかどうかを決めるというわけではないわけですね。

○職員 はい。

○委員 その計画の趣旨や目的に照らして、阻害するかどうかという観点で審査して決めたと、そういうことですか。

○職員 そうです。

○委員 この参考にした文献というのは、先ほどハンドブックだというような話があったので、それでよろしいですか。ほかに基準が決まっているものがあるなどということはないですね。

○職員 我々が当時参考としてよく使っていたのが、公有水面埋立実務ハンドブックと、それからこの赤い公有水面埋立実務便覧とこの2つを参考として使っていました。もう1つ、公益社団法人日本港湾協会が発行しております港湾行政の概要、こういう参考書がありまして、この3つをもとに審査を行っていったというように記憶しております。

○委員 趣旨目的を踏まえて、その趣旨目的を阻害するかという観点から見た場合、ある意味では、はっきりした基準としてはなかなかつかみにくいという気もするのですが、そんな感じもありますね。

○職員 先ほど私が申し上げましたように、例えば一例ですけれども、良好な住宅地の前面に工業用地としての埋立をするというような計画が仮に出ている場合は、都市計画等の指定の趣旨に違背する可能性があるということが想定されるのではないかというようには思います。

○委員 わかりました。先に進みましょうね。先ほど少し出ました計画の中の1つの琉球諸島沿岸海岸保全基本計画、これについてお聞きしたいのですが、先ほどの説明だと、これも当然、法律海岸法に基づく計画なので、法律に基づく計画とは言えるわけですね。

○職員 はい。

○委員 あとはそれが違背するかという問題を審査するということになると思うのですが、中身についてお聞きするので、この琉球諸島沿岸海岸保全基本計画をご覧いただいて、まず目次のほうをご覧いただいたほうがいいかもしれません。ちょっとお聞きしますね。

これは具体的に海岸法に基づいて作成しているのですが、この1ページの37行目あたり、その趣旨などが書いてあるのですが、「そこで、海岸法第2条の3に基づき沖縄県知事が策定するこの『琉球諸島沿岸海岸保全基本計画』では、県民のみならず、国民及びそこに生息する動植物の共通の財産として沿岸域を位置づけることとして、『いちまでいん、美ら海、美ら島、清ら心』をキャッチフレーズに、海岸を維持、復元、創造し、次世代へ承継していくことを今後の海岸保全の基本的な理念とする」と、そのように書いています。

その上で、これはご承知だと思いますけど、海岸を積極的に保全する区域というものを  
つくっていますよね。設けていますよね。

○職員 はい。

○委員 第1章の(3)、それから第2章の(2)、(4)あたりでそういうものがあって、私  
のほうで少し見てみますと、第2章の20ページですか、第2章の(4)ですけど、これは海  
岸環境を積極的に保全する区域ということで、「海岸環境を積極的に保全する区域につい  
ては、市町村及び地域住民の意見を十分聴取した上で、次の3点に留意して設定する」と  
いうことで①から③があって、こう書いています。「なお、海岸環境を積極的に保全する  
区域については、原則的には護岸等の海岸保全施設等を設置しない区域とする」というこ  
とでありますね。

○職員 はい。

○委員 それでいわゆるゾーニングしていますでしょう。このゾーニングというか、  
積極的に保全する区域は、今回の辺野古の代替基地の埋立の区域のほうも一部入っている  
部分がありますよね。

○職員 はい。入っていると思います。

○委員 確か北東側ですか。

○職員 ちょっと、はい、入っていると思います。

○委員 入っていますよね。一応ここは把握しているだろうとは思いますが、入  
っているということなのですよ。

それで、そうすると、先ほどのお話の流れからすると、ここは原則ゾーニングをして、  
ここには基本的には海岸保全施設等を設置しないというようになっていますでしょう。

○職員 はい。

○委員 これについては、どのような判断をされたのですか。

○職員 今、委員が読み上げられた20ページのなお書きですが、「なお、海岸環境を積  
極的に保全する区域については、原則的には護岸等の海岸保全施設等を設置しない区域と  
する」と。

その次なのですけれども、「ただし、本区域に設定された場合、上記3点や社会的状況  
等の変化によりやむを得ず海岸保全施設等の設置の必要性が生じてくれば、関係機関と調  
整の上、海岸保全施設等の設置の可能性もあるものである」ということで、全く禁止して  
いるものではないというようなことから、我々としては海岸線を改変することとなる埋立

や海岸保全施設の整備を禁止するというまでではないので、同計画の活用を妨げるとまではいえないのではないかと判断したという経緯があります。

○委員 この琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の趣旨目的を妨げるものではないと。

○職員 はい。

○委員 という判断で、「適」というように判断されたということですか。

○職員 はい。

○委員 これは、今お読みいただいたただし書きを見ますと、関係機関と調整の上云々とありますよね。

○職員 はい。

○委員 こういう場合、普通はどういう手続をとるのですか。基本的に海岸保全、積極的に保全する区域でゾーニングされているところに、護岸や構造物をつくるという場合に、この普通はそこへつくろうという事業があった場合、具体的にはどういう手続をとってやるのですか。

○職員 私の知り得る限りですけども、ここについては基本的に海岸法の許認可等になりますので、海岸法の管理権を持っている方と調整をすることになるのではないかとこのように思います。

○委員 管理権を持っている方というのは、どなたになるのですか。

○職員 基本的には、県の場合ですと港湾区域は港湾課です。それから漁港区域は漁港課、それから、それ以外の区域は。

○職員 私のほうで説明してよろしいですか。

○職員 ●●です。

○委員 はい、どうぞ。

○職員 海岸については4省庁海岸といいまして、そのうちの水・管理国土保全局、旧河川局の海岸、それから港湾局の海岸がありまして、この2つについては我々海岸防災課が管理しています。

あと農水省の農村振興局（の海岸）があつて、これは村づくり計画課が所管しています。

あと漁港海岸については、農水省の水産庁が管理している海岸がございます。

○委員 普通はその管理権者の許可とか、それをもらってそこに施設などをつくるという形になるわけですか。

○職員 そうです。それぞれ管理をしていますので、それぞれの管理者が設置すると

ということなのですが、ここで書かれているものについては、例えば水・管理国土保全局の海岸の区域であったら、その管理者である者が設置をするときに、他の省庁との海岸管理者とも協議しなさいという考えです。

○委員 仮に、辺野古の大浦湾の該当部分はどこが管理する形になっているのですか。

○職員 県の土木建築部の海岸防災課です。一部辺野古漁港については漁港漁場課です。

○委員 そうすると、今回埋立の対象になっているところと重なっている保全する区域、これについては、基本的には管理権者の許可を得ないといけない形になりますよね。

○職員 私の知り得る限りですけども、海岸法あるいは公有水面埋立法というのは、国有財産法の特別法であるという位置づけになっているかと思います。この場合、公有水面埋立法で免許あるいは許可承認等を得た場合は、海岸法の手続は確か要らなかったのではないかというように思っております。

○委員 なるほど。

○職員 私の事実誤認かもしれませんが。

○委員 今回は海岸法の手続や、先ほどおっしゃった管理権者の許可という手続は取っていないわけですね。今回の審査の。

○職員 やられていないと思いますが。

○委員 やられていないわけですね。

○職員 はい。

○委員 普通だったら、先ほどの説明だと一応管理権者がいくつかあるようですが、その許可をとってやる、あるいはその管理権者がやるときは、ほかの関係管理する人と協議をしてやるなどという流れのようですが、今回は先ほど言った許可をとらなくてもいいという場面だというようなお考えになったのですか。

○職員 ここは委員、ちょっと明確でない部分もあるのですが、国有財産法あるいは海岸法の中で、公有水面埋立法の免許等を取得した場合に免除となる手続がございます。今回の、こういったなんらか海岸を改変するというような海岸法の適用は、その中に入っていたのではないかと思います。

○委員 なるほど。そこは後で確認できますか。

○職員 はい、調べます。

○委員 お願いします。



それは海岸法の話だと思うのですが、ちょっと戻って、この保全計画の適用の問題でもう1つ、先ほどお読みいただいた但し書きで、関係機関と調整の上云々とありますよね。

○職員 はい。

○委員 この関係機関と調整という意味は、具体的にはどういう意味というか、どういう内容というか、どういう手順を念頭に置いているのですか。

○職員 そこまでの詳細は、すみません、把握しておりません。

○委員 一応先ほどの話での管理権者の許可というのは、海岸法の関係で必要だということ、これを国有財産の場合は一定の場合免除されるのではないかという説明ですね。

○職員 関係機関というものが先ほどの海岸の管理者というように理解しておりますが、それ以外を関係者としているかなどいうのはちょっと記憶しておりません。

○委員 一応、関係機関というのは、先ほどから出ている管理者というような位置づけで、そこを調整してということですか。

○職員 その当時はそういう考えだったと思います。

○委員 管理権者の許可が必要だけど、一定の場合例外的に必要な場合があるのではないかと。今回はそれに当たるのではないかという問題と、このいわゆる琉球諸島沿岸海岸保全計画で言っている関係機関と調整をなさいというものと全く同じかどうかという問題ですね。

○職員 すみません、ご質問の趣旨が。

○委員 ここは調整をなさいというように言っていますね。関係機関と調整しなさいと言っていますね。

○職員 はい。

○委員 許可が必要かどうかという問題とは別に、関係機関と調整をした上で、つまりゾーニングを外すのか、あるいは施設を設置するのを認めるのかという手続をしなさいというように読めると思うのですが。

○職員 これはゾーニングを外すという意味ではないのではないかとこのようには思いますが。すみません、この担当は土木系の技師にお願いしたので、一応もう一度確認してみます。

○委員 なるほどね。一応事実の経過としては、その管理権者の許可は特に今回は得ていないと、得る必要がないと考えて得ていないということですよ。

○職員 その当時までは得ていないと。

- 委員 当時までとは。
- 職員 申請当時です。その当時までは、そういう手続はされていないと思います。
- 委員 皆さんもそれは、そういう許可を得なくても「適」だというように判断しているわけですね。
- 職員 許可を得なくてもということではなくて、ここにありますように、「社会状況等の変化によりやむを得ず海岸保全施設等の設置の必要性が生じてくれば、関係機関と調整の上、海岸保全施設等の可能性もあるものである」と、設置の可能性もあるものであるというように書かれていますので、そういうような、設置することも可能というように読んだということです。
- 委員 許可がとられてないというのは把握しているというか、そういう状況は理解しているということですね。
- 職員 そういう現状にあったと思います。ここについては先ほども申し上げましたけども、土木系の技師のほうに考え方の取りまとめをお願いしましたので、もう一度、その当時どうだったかということについては確認してご報告します。
- 委員 わかりました。私は以上です。
- 委員長 いいですか。今の関連ですけど、これは海岸保全施設に限定されているわけでしょ、文言上。
- 職員 「等」です。
- 委員長 「等」ですけど、それは「等」というのは、それに準ずるものでしょ。それを越えて出てくるというのは、法律上の解釈としてはないのではありませんか。
- 職員 すみません、委員と今、その法律の解釈について議論というのは。
- 委員長 いいですよ。
- 職員 その当時は、この「等」の中に、その埋立等も含まれるものだというように解釈していたと思います。この点については担当にもう一度確認してみます。
- 委員長 皆さんたちは「等」という言葉で、それに準ずるものじゃなくても、そうすると何でも、みんな「等」に含まれてくるのではありませんか。あなたの言い方を聞いていますと。
- 職員 (返事なし)
- 委員 当時の事実関係を聞くという形で、聞き換えたほうがよろしいのではないですか。

○職員 おのずとその前後の文面、あるいはこの場合は計画ですけど、そういう計画の策定された趣旨、背景、そういったものから判断すると、おのずと「等」ならどこまでもいいのではないかということにはならないのではないかというようには思いますけども。

○委員長 そうすると、策定された趣旨や、背景など、そういうものも全て検討した上で、そういうような解釈にその時点で至っていたと、そういうことですね。

○職員 背景も含めて、どこまでその当時検討したかどうかについては、詳細には覚えておりませんが、少なくとも海岸保全施設等の中に埋立も含まれるものだというように解釈をしていたと思います。

○委員長 どうぞ、委員。

○委員 事実関係の確認ということで、先ほど生物多様性基本法のほうに戻るのでですけど、生物多様性基本法という法に基づく計画であるということですね。国家戦略、あるいはおきなわ戦略ですね。

しかし、具体性や即地性がないというように判断したということなのですが、そのことに関してですけれども、アセスの中でオスプレイのもたらす高熱排気、低空で飛びますよね、低空で飛ぶときにかなり高熱の排気を下に吐き出す。この問題をアセスの中でやっていなかったように思うんですけど、私はもしかしたらオスプレイの配備というものが発表されたのは評価書段階で、県のほうでの審査会での議論なんかも含めて、通常であれば方法書から始まるものが評価書から始まって、もしかしたらそういうこともあって、チェック不十分で、オスプレイの騒音やら、あるいは低周波音については議論はされたけれども、高熱排気についてはほとんど議論されなかったのではないかと思うんですけど、ちょっとその事実関係、そこは県のアセスでその議論をされたのか、そしてそれは埋立の審査に、その問題は引き継がれたのかどうか、そこだけ教えてください。

○職員 そのアセスメントの手續の際に、オスプレイの高熱の排気について議論がされたかどうかについては、すみません、その当時、私はアセスメントの担当をしておりませんので、どのような経緯だったかということについては存じておりません。

それから、その埋立承認申請の段階でどういう議論だったかと言いますと、基本的には補正評価書が、公有水面埋立承認申請書の環境保全に関し講ずる措置を記載した図書という名前を書いて添付されておりますので、その中にある事項について議論をしたと、審査をしたということになっております。

その後、その内容について再度環境生活部のほうには意見照会をして、意見をいただい

たということになっております。その中でこの排気の話が出ていないのであれば、特段そのときには議事あるいは何らかのチェック等はやっていなかったかもしれません。

**○委員** はい。やっていなかったという確認ではなくて、やっていなかったかもしれないということですね。

**○職員** はい。

**○委員** わかりました。

**○委員長** よろしいですか。

**○委員** はい。

**○委員長** 委員、何かありませんか。

**○委員** きょうは3号についていろいろお聞きするということでしたので、そこについては私自身も勉強をしながらお聞きしていますが、最初に委員と委員が質問された、この承認書の全体のつくり方に対して質問があるのですが、それは今日のテーマでないというのであれば。

**○委員長** 構いません。

**○委員** 最初に委員と委員が質問された2点について、私も少し質問させてください。別添資料がつくられておまして、最初のほうでご説明いただきました。別添資料の1ページを例えばご覧いただきますと、その4条1項1号に係る審査事項として7番目の項目から始まっております。そうですね。

**○職員** はい。

**○委員** その審査事項というのは、もうルールが決められているものについて審査をするというご説明もありましたので、1番から始まるいくつかのことについて審査をされたというふうに理解しますし、そのように審査結果が別紙のほうに記されております。

では、なぜ別添資料の1ページでは7番から詳しい解説がしてあって、1番から6番まではされなかったのでしょうか。

**○職員** 例えば別紙の資料の3ページに、法4条第1項第1号の国土利用上適正かつ合理的なることということについての具体的な審査基準がありますけれども、これについては審査結果の欄で、その記載可能な記載量だったということです。

ですから、審査結果の欄で一番簡単な例で申し上げますと、第1号の(2)ですけども、古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立ではないかということについての審査結果が、埋立地区及びその周辺には古来からの景勝地はないということで、審査結果がこの

欄内に記載できる分量であったので、そこは別紙にしなかったということです。

○委員 ということは、別添資料で7番だけをここで取り上げられたというのは、皆さんの判断が入っているということですね。

○職員 いいえ、違います。

○委員 判断というのは、例えばここで1番から6番までは既に前のほうで記されているので、詳しく説明する必要はないだろうという判断がここにあったと考えていいですか。

○職員 審査結果を記載する際に、別添資料の部分を全部書いてしまうと、要するに審査結果のこの欄が見にくくなるということで、この内容審査の別紙の表の見やすさ等も考慮して、量が多い部分については別紙にしたということでございます。

○委員 わかりました。委員長、一応内容については、また後ほどお聞きするチャンスがあるかと思いますので、構造上のことだけ質問させていただきます。

それでは、どういう表現が最もよいか悩んでいるのですけれども、仮にほかの人がその審査事項を考えたときに、これはもっと説明したほうがいいだろうというように考えれば、それは別添資料で書き加えられる可能性もあったと、これは全く推測だから気にする必要はないと思いますけれども、皆さんはこの7番を具体的に説明する必要があるというようにお考えになったわけですね。

○職員 そうです。この具体的な工法、環境保全に配慮した工法、あるいは環境保全措置について、この審査結果のこの枠内に記載すると、スペース的に何枚にもなってしまうというようなことがありましたので、そういった対策等については別添で、事業者が実施すると言っている環境保全措置を抜き出したと、該当する部分を抜き出したということになっています。

○委員 第7章の環境保全措置というのは、必ずしもこの審査事項に対応していないわけです。1つ1つに対応した記述にはなっていません。そうですね。

○職員 1つ1つと言うと。

○委員 申請書の中の環境保全措置の7章というものが、環境保全に関する記述ですよ。その中に、例えば今見いただいている1号に関する7番というような文言はないわけです。

○職員 ございません。

○委員 そうですよ。そうすると、7号に関連したものはこれこれであろうという

判断は、皆さんのほうでおやりになったということになりますね。

**○職員**　そうです。7号は埋立地の用途からということですので、用途に関する部分を抜き出したということです。関連する。

**○委員**　これが関連するだろうとお考えになって、このリストをおつくりになったと。

**○職員**　はい。

**○委員**　わかりました。

もう1つ、委員の質問に関連するほかの資料に関してなんですけれども、この承認書の参考資料として、環境生活部長、農林水産部長、名護市長、その他の意見がつけられています。この内容は、必ずしも承認と、承認をよしとするものだけではなくて、問題があるという内容も含まれています。それにもかかわらず、承認書に添付したという特別な理由はあるでしょうか。

**○職員**　これまでの事例でもそうだと思いますけれども、基本的に何か稟議を回す、我々は行政用語で起案と言っていますけれども、起案する際の手続で、例えばなんらか意見照会をしたりするといったようなものについては、基本的には添付するということが一般的には行われていると思います。

我々も公文書で意見照会しましたので、ここにつけてありますし、那覇空港もその後起案しましたけれども、それでも同じような形で那覇市さんと豊見城市さんの意見については、海上保安庁さんなどもありましたけれども、それも添付して起案したというふうに覚えております。

**○委員**　当然、いろいろな意見があるというのは理解できるわけですが、今回の場合、その承認に対して困った形での意見というものがあつた場合に、皆さんのほうはお困りにならないかと心配をするのですが、そんなことはないのですか。

**○職員**　(返事なし)

**○委員**　つまり、環境生活部はこういう問題がまだ残っているのではないかというような書き方をするわけですね。

**○職員**　はい。

**○委員**　一方で内容審査のほうで、適、適、適、○、○、○という表現をした場合に、資料として矛盾しているのではないかというような追及はされないのですか。

**○職員**　我々としては、今委員がおっしゃっていました例えば意見が出てきて、それについて我々は事業者に見解を求めるといったようなことで、その事業者の見解を確認し

た上で基準に適合しているというように判断しましたけれども、そういう経緯もありましてつけています。

ほかの部局でどうなっているかわかりませんが、こう言うのが適切かどうかかわかりませんが、起案する場合に、起案の方向性と異なるからということでなんらかの資料を外すというのは、一般的にはどうでしょうか。あまり行われていないと思います。

場合によっては、それについて起案、稟議を回す段階で、ここについてはどうなっているのかというように決裁権者から、決裁権者以外にも上司から説明を求められる場合は当然あると思います。

**○委員** これは私個人の考えですけれども、環境生活部からはこんな意見が出ていて問題があるかと思うけれども、事業者はこういうように解決しようとしているのでこれは「適」と判断したなどというプロセスがここから読み取れば読んでいる人は大変わかりやすいなという感じを受けたものですから、ご質問をしました。

あと具体的内容に入ってしまうので、今回はここまでとさせていただきます。

**○委員長** 時間ですから。ほかにどなたか、どうぞ。

**○委員** 私も同じ全体的なことですけど、起案、稟議書の中で、知事、高良副知事以下、皆さんハンコを押されているわけですけども、これは全ての稟議にかかった資料を、ここにハンコを押されている方が全員目を通されているということなのですか。

**○職員** 基本的にというか、当然、資料も添付して起案、稟議を回しておりますので。

**○委員** それで、最初はあれだと思うのですが、本来であれば土木整備統括監の決裁権限でよろしかったでしょうか。

**○職員** 土木整備統括監です。

**○委員** それで、本件の重要性に鑑みて知事決裁まで回したということですね。

**○職員** はい。

**○委員** そうすると、知事決裁まで回すと、当然ここに書かれているような方々がみんな目を通すことになるということになるのですか。例えば知事公室など。

**○職員** これは明確なルールは私の知る限りないのではないかと思います。この場合は、その当時の部長の判断もありまして、知事公室には意見照会をしていないということもあって、決裁の段階、稟議の段階で合議するというような判断があったというように覚えております。

**○委員** これ実質的判断、起案されているのは、今お聞きしている土木建築部海岸防

災課ということで、この決裁の課程の中で、ほかの課からここを直した方がいいのではないか、そういうことがあったという記憶は特になくということですか。

○職員 このときでしたか、何か誤字か脱字があったので指摘を受けた覚えはありますけど、ちょっとこのときだったか、この起案だったかどうかはちょっとはっきり覚えていません。

○委員 もう1点だけ、最後の1点ですけど、先ほど委員が指摘されている別添資料や、抜き出しの作業などをされていると思うのですが、この最終的な起案ということではなくて、この起案作業ですね。この資料作成の作業を、実質的に始めたのはいつごろなのですか。

○職員 私の記憶では、10月の中旬以降には少しずつ審査基準がありますので、そういった考え方を取りまとめるということで、事業者との質疑応答をしながら、今回の委員会のように問題点がどこにあるのかといったような洗い出しをして、実質的な作業、審査表をつくるという作業に確か入っていたと思います。

○委員 この経緯ですと10月4日に1次質問を送付されているのですが、この後あたりから、もしくはこのころから実質的な作業に入っていらっしゃるということですか。

○職員 はい。

○委員 環境生活部から意見が出ていますけど、そのときに何か方向を変えることや、もう1回練り直しをするなどそういうことはあったのですか。

○職員 よく覚えておりませんが、基本的にはまだそのころはいろいろと疑問点なり、申請書の内容をより詳細に把握しなくてはいけないという事項がたくさんありましたので、そういうものの洗い出しをして質疑応答しているというような段階でしたので、具体的にここに書かれているような文言までまだ行き着いてないと言うのでしょうか、そういう結論めいたものまでは確か行っていなかったのではないかとはいえます。

○委員 そうすると、これが最終的に完成されたのは26日か、もしくは前の25日あたりということなのですかね。

○職員 ぎりぎりそのあたりだったと思います。

○委員 この経緯の中に、23日に知事から年内に判断する旨の指示があるという記載があるのですが、これは説明に行かれた部長が知事から直接指示を受けたことを、追って皆さんに報告があったということよろしいですか。

○職員 報告といいますか、そういうような話だというように。その当時聞いたかど



うかわかりませんが、これは部長が聞いておりますので入れてあります。

○委員 ありがとうございます。

○委員 今回の経緯ですけれども、12月22日、23日に、環境分野に関して一部審査未了である旨説明ということで、これは外来種問題の審査が遅れたというようにいろんなところで説明されていると思いますけれども、外来種問題についての沖縄防衛局の皆さんとのやりとりは、2次質問、2次回答までだったのではないかと思うのですけれども、この審査が遅れたというのは具体的にはどういうことだったのでしょうか。

○職員 県外から埋立の土砂を搬入するという事例がまだ沖縄にはございませんでしたし、今もないと思いますけれども、そういうことでいわゆる移入種問題が、事業者が計画している方法で十分対応ができるのかどうなのかという点について、その最終判断をできなかったと。

○委員 できるようになった材料はどういうことだったのでしょうか。

○職員 いろいろとスタッフで議論はしておりましたけれども、最終的には十分配慮されている、何でしたか。要するに基準には適合しているのではないかと、適合していないということが言えないのではないかとこのように考えました。

○委員 その判断材料は、2次質問、2次回答までに得られていたものでしょうか。

○職員 その後何かあったかもしれませんが、ちょっとすみません、今詳細にはちょっと覚えておりません。

○委員 そこはぜひ知りたいのですけれども。つまり、2次質問、2次回答までは、皆さんは外来種の問題について聞いておられて、防衛局からも回答がある。しかし、3次質問、3次回答、4次質問にはないので、もう材料的に何か新たなものがあつたかどうか、判断するのに、それが作業が遅れたということなので。

○職員 遅れたといいますか、最後まで残ったということです。

○委員 何か特にこの判断を前に押す判断材料になったものがその段階であつたかどうか、教えていただければと思います。

○職員 わかりました。

○委員長 いいですか。

○委員 はい。

○委員長 では、きょうはこれで終わらしましょうね。どうもご苦労さまでした。

○事務局 委員長、記者会見が始まるので待機していただきますか。

○委員長 そうですね。そのほうがいいでしょうね。

○事務局 委員会はここで切ってよろしいですか。

○委員長 ちょっと一旦切りましょうね。時間ですので。

(関係職員 4 人退室)

~~~~~

○委員長 次の予定ですけれども、一応、1号と2号について委員それから委員から少し質問事項等が出ていますけれども、ヒアリングのほうはどっちのほうに行きましようかね。

○委員 個人的には2号はいろいろ事項があるので、1号を終えてから2号がいいのではないかという気はしますし、委員会の議論でどの程度できるかわからないですけど、後ろが迫っているので聞けることはどんどん聞いていって、不十分であればまた今回のように複数の項目を聞くということでもいいと思うので、私は1号でよろしいのではないかと思います。

○委員長 ほかにご意見は。

○委員 主として1号を聞いたほうがいいだろうと思います。きょうは決裁関係の文書の仕組や行動などのようなものを把握したし、それから事務の分担も把握できましたので、この流れで次回は2号を聞いて、3号は1回では終わらないかもしれませんし。

○委員 2号ですね、今の。

○委員 2号はですね。次は1号を聞いてやったほうがいいのではないかと思いますね。

○委員長 ほかにご意見どうですか。委員。

○委員 結構です。

○委員長 それでいいですか。

○委員 1号に関していくつかコメント、質問させていただきましたけど、きょうの話の内容を少し書きかえたほうがいい部分があると感じましたので、改めて送らせてください。

○委員長 はい。次回は1号でいくという形でよろしいですね。まず、それが1点目ですね。

それから、質問事項をメールで回していると思いますので、追加やあるいは補足その他いろいろそれぞれのお考えがあるでしょうから、次回のものに限らず出ているものは検討

を加えていくという形にしましょうね。

○委員 1号は1号なんですけど、法律は1号しかないんですけど、審査基準ではその前に必要性というものが有りますので、それも併せてということになるかと思ひます。

○委員長 それはもちろんです。そういうような趣旨でですね。

それから、これは別期日にしますか。

○委員 次回だと、もうこの次回しかないのではないのでしょうか。連休が有りますので。

○委員長 それは次回にするという形で。

○委員 7日ですので連休明けすぐですから、多分そこしかもう入らないと思ひます。

○委員長 連休前5日間と、連休後2日か、ちょっと無理ですね。では次回もこれという形になりますかね。

それから形式はどうですか。きょうは4名もいたのでびっくりしたんですけどね。これはどうでしょうか。

○委員 しょうがないかもしれませんね。

○委員長 それでいいですか。逆に言うといたほうがいいですか。

○委員 いたほうがいい面も有りますね。知識が欠落しているところを補充できるということが有りますので、そんなに大差はないのではないかと思ひますので。

○委員長 そうすることで、ほかの委員よろしいですか。

○委員 どなたになるのですか。

○委員長 きょうみたいに。

○委員 同じメンバーですか。

○委員長 同じメンバーになるのではないのでしょうか。

○事務局 増える可能性も有ります。

○委員長 なぜ増えるのですか。

○事務局 きょう来ていない人がいるので。●●が来ていませんし。

○委員 ●●さんなどですか。

○委員 一応、必要性と1号という感じなので、●●さんが全部把握してればいいんですけど、1号についての担当などは割り振り表には出てないのでね。

○事務局 号で担当を決めたというより、分野、分野で担当を決めたのではないですかね。

○委員 ●●さんが来てもらったら、必要に応じて関係者に来てもらえるということになるのですよね。

○委員長 それでよろしいですか。

○委員 質問の項目を、私と委員で先日流したようなものをつくりたいと思いますが、あまり細かくはできないと思うのですね。大ざっぱな感じですけど。必要性和1号なので。一応こちらで1週間程度前に。

○委員 主に1号といいましても、委員などがご指摘されていると思うのですが、主にいわゆる必要性そのもので、環境にかかわるところは我々もなかなか言えないと思いますので、私が今考えているのはいわゆる必要性そのものについてです。

○委員 1号でこういうところを聞きたいことがあれば、事務局に流してメールで流すという感じですかね。

○委員長 ではお二人にお願いするとして。

それからもうそろそろ少し考えないといけないのではないかという気がするのですけれども、現地に行きますか。

○委員 ぜひ。

○委員 一度行ってもいいのではないかという気はしますね。純粋に現場を確認するという趣旨で。

○委員長 では、スケジュール調整はどうなりますか。もちろん委員会外の期日ですよ。

○委員 そうですね。5月末から6月あたりになるのではないですかね。

○委員長 いずれにせよその方向でという形で。調整はどなたにしてもらいますか。

○委員 事務局でやってもらったらいいのではないですか。委員長と諮って日程をある程度ピックアップして回していただければ。

○委員長 普通は現地に行く場合、県の場合はバスのような感じのものを出すのですか。

○事務局 あります。これは平日ですか、土日ですか。

○委員長 基本的には平日ですね。大体そういうことでよろしいですか。

○委員 目的を明確にしておかないと、何のために行ったのか、何のために来たのかと言われてしまいますので、意見交換が必要かもしれないと思っています。

○委員長 誰かと会うことは基本的にはないのではないかという気がするのですけど

ね。ただ、環境に対する影響という話をしている、少なくとも自然環境を肌で知らないと少しあれかなという気もしないでもないものですからね。

○事務局 海上にも出るのですか。

○委員 できれば出たほうがいいですね。ぐるっと回れるのだったらぐるっと回って。結局は地理的な状況を見たり、そういう現場の自然の状態や景観など、そういうものを見て、船の上から海の中が見えれば。

○委員長 今の状況では、600m程度先のほうから見るというような形になるのですよね。

○委員 だからそれで何かが発見できるかということ、それはないとは思いますが。大体のイメージというか、現場のイメージというか。

○委員長 基地の中から海岸線は歩けるのですかね。

○事務局 漁港から栈橋、護岸を越えて、フェンスがあるところまでではないですか、海岸線を歩けるとしたら。

○委員長 いや、中に入れてほしいということで、ゲートを通して中に入っていったというのは。

○委員 今長島は上陸できましたか。できなくなっていましたか。

○事務局 あれは区域外だと思いますけど。

○委員 区域外であっても管理をしています。

○事務局 きょう送付いただいた資料の中では、立ち入るのに申請が要るようなことが書いてあったかと思います。NACS-Jのほうからいただいた資料のほうに。

○委員 あそこは、今は自由にあがれないです。

○委員長 全部こういう監視カメラがありますよね。勝手に入ったら具合が悪い。

○委員 回りからぐるっと巡る程度でもそれはそれでいいと思います。そんなに何かを発見できると考えなくていいのではないのでしょうか。

○委員 もし長島にあがればやや目線が高くなるので、周りが見える感じがするので、全体像を把握する上でもし可能であればと思うのですが、ただあそこは昔はあがれたのに、今はあがれないようなように聞いていますので。

○委員長 大体きょう決めることはその程度でよろしいですか。

では、そういうことで、きょうはこれで終わります。

(午後5時10分 閉会)

### 3.閉 会